

報告第 40 号

小城市立保育所延長保育実施規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 12 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

令和 3 年 4 月開園予定の認定こども園三日月幼稚園における延長保育の実施にあたり、市立認定こども園の追加を行う改正を行ったため、報告する。

小城市規則第 31 号

小城市立保育所延長保育実施規則の一部を改正する規則

小城市立保育所延長保育実施規則（平成 27 年小城市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小城市立保育所等延長保育実施規則

第 1 条中「以下「条例」」を「。以下「保育所条例」」に改め、「第 5 条第 3 項の規定」の次に「又は小城市立認定こども園設置条例（令和 2 年小城市条例第 25 号。以下「認定こども園条例」という。）第 5 条第 3 項の規定」を、「市立保育所」の次に「又は市立認定こども園（以下「保育所等」という。）」を加え、「平成 24 年法律第 65 号。」を「平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 2 条の見出し中「延長保育実施保育所」を「延長保育実施保育所等」に、同条中「実施する保育所」を「実施する保育所等」に、「実施保育所」を「実施保育所等」に、「条例」を「保育所条例」に改め、「規定する保育所」の次に「及び認定こども園条例第 2 条に規定する認定こども園」を加える。

第 4 条中「児童は」の次に「、保育所等に在籍する法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める子どもであって」を加える。

第 5 条第 1 項中「実施保育所」を「実施保育所等」に改める。

第 6 条第 1 項中「条例」を「保育所条例」に改め、「第 3 項」の次に「及び認定こども園条例第 5 条第 3 項」を加える。

第 7 条中「市立保育所延長保育利用申請書」を「市立保育所等延長保育利用申請書」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の事由等により延長保育を利用しようとする場合には、事前に園長まで申出を行い、承認を得るものとする。この場合において、当該保護者は、市立保育所等臨時延長保育利

用届（様式第2号）を速やかに提出しなければならない。

第8条第2項中「市立保育所延長保育利用承諾通知書（様式第2号）」を「市立保育所等延長保育利用承諾通知書（様式第3号）」に、「市立保育所延長保育利用不承諾通知書（様式第3号）」を「市立保育所等延長保育利用不承諾通知書（様式第4号）」に改める。

第9条中「市立保育所延長保育利用変更届出書（様式第4号）」を「市立保育所等延長保育利用変更（中止）届出書（様式第5号）」に改める。

別表中「保育必要量の支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

市立保育所等延長保育利用申請書

年 月 日

小城市長 様

保護者 住所
氏名
電話

延長保育を利用したいので、次のとおり申請いたします。

利用施設		施設名				
対象児童		氏名		クラス年齢	保育必要量	
				歳児	<input type="checkbox"/> 保育標準時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間	
				歳児		
				歳児		
保護者の勤務状況	父	勤務場所	名称			
			所在地			
		勤務時間	平日	時 分 ~ 時 分		
			土曜日	時 分 ~ 時 分		
	母	勤務場所	名称			
			所在地			
		勤務時間	平日	時 分 ~ 時 分		
			土曜日	時 分 ~ 時 分		
主たる送迎者 ()		主たる送迎者の保育所までの距離と時間		自宅から km 分	勤務地から km 分	

延長保育を希望する理由(具体的に)	
-------------------	--

○保育標準時間認定の方

利用希望期間	年 月 日 から 年 月 日まで
利用希望時間 ()は1回ごとの利用料金	<input type="checkbox"/> 18時30分から19時 (100円)
利用形態	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 不定期

○保育短時間認定の方

利用希望期間	年 月 日 から 年 月 日まで
利用希望時間 ()は1回ごとの利用料金	<input type="checkbox"/> 7時30分から8時 (100円) <input type="checkbox"/> 16時から18時30分 (100円) <input type="checkbox"/> 18時30分から19時 (100円)
利用形態	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 不定期

様式第2号(第7条関係)

市立保育所等臨時延長保育利用届

年 月 日

小城市長 様

保護者

住所

氏名

延長保育を緊急に利用しましたので、次のとおり届け出ます。

利用施設	施設名		
対象児童	氏名	クラス年齢	保育必要量
		歳児	<input type="checkbox"/> 保育標準時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間
		歳児	
		歳児	
利用年月日	年 月 日		
登園時間	時 分		
お迎え時間	時 分		
○保育標準時間認定の方 利用時間 ()は1回ごとの利用料金	<input type="checkbox"/> 18時30分から19時 (100円)		
○保育短時間認定の方 利用時間 ()は1回ごとの利用料金	<input type="checkbox"/> 7時30分から8時 (100円)		
	<input type="checkbox"/> 16時から18時30分 (100円)		
	<input type="checkbox"/> 18時30分から19時 (100円)		

延長保育を利用した理由	
-------------	--

第 号
年 月 日

住所
氏名

小城市長



市立保育所等延長保育利用承諾通知書

次のとおり小城市立保育所等における延長保育の利用を承諾しましたので通知します。

施設を利用する子どもの氏名及びクラス年齢	氏名 クラス年齢
利用施設	施設名
利用期間	年 月 日 から 年 月 日
利用希望時間 () は1回ごとの利用料金	<input type="radio"/> 保育標準時間認定の方 <input type="checkbox"/> 18時30分から19時(100円) <input type="radio"/> 保育短時間認定の方 <input type="checkbox"/> 7時30分から8時(100円) <input type="checkbox"/> 16時から18時30分(100円) <input type="checkbox"/> 18時30分から19時(100円)
利用形態	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 不定期
利用する理由	
備 考	

第 号
年 月 日

住所
氏名

小城市長



市立保育所等延長保育利用不承諾通知書

次のとおり小城市立保育所等における延長保育の利用が不承諾となりましたので通知します。

施設を利用する子どもの氏名及びクラス年齢	氏名 クラス年齢
利用施設	施設名
不承諾の理由	
備 考	

様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第5号(第9条関係)

市立保育所等延長保育利用変更(中止)届出書

年 月 日

小城市長 様

保護者 住所

氏名

電話

延長保育を変更又は中止したいので、次のとおり届け出ます。

利用施設	施設名			
対象児童	氏名	クラス年齢	保育必要量	
		歳児	<input type="checkbox"/> 保育標準時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間	
		歳児		
		歳児		
変更事由	変更(期間 ・ 時間 ・ 勤務状況 ・ 送迎者) 中止(月 日まで)(中止の場合は以下記入不要)			
保護者の勤務状況	父	勤務場所	名称	
			所在地	
		勤務時間	平日	時 分 ~ 午後 時 分
			土曜日	時 分 ~ 午後 時 分
	母	勤務場所	名称	
			所在地	
		勤務時間	平日	時 分 ~ 午後 時 分
			土曜日	時 分 ~ 午後 時 分
主たる送迎者 ()	主たる送迎者の保育所までの距離と時間	自宅から km 分 勤務地から km 分		

延長保育を希望する理由(具体的に)	
-------------------	--

○保育標準時間認定の方

利用希望期間	年 月 日 から 年 月 日まで
利用希望時間 ()は1回ごとの利用料金	<input type="checkbox"/> 18時30分から19時(100円)
利用形態	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 不定期

○保育短時間認定の方

利用希望期間	年 月 日 から 年 月 日まで
利用希望時間 ()は1回ごとの利用料金	<input type="checkbox"/> 7時30分から8時(100円) <input type="checkbox"/> 16時から18時30分(100円) <input type="checkbox"/> 18時30分から19時(100円)
利用形態	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 不定期

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 延長保育の利用申請、その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

小城市立保育所延長保育実施規則（平成27年小城市規則第26号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>小城市立保育所延長保育実施規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、小城市保育所設置条例（平成17年小城市条例第106号以下「<u>条例</u>」という。）第5条第3項の規定_____により市立保育所_____で子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第20条の規定により受けた<u>支給認定</u>_____以上に保育を利用した児童に対する保育時間を延長しての保育（以下「延長保育」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>延長保育実施保育所</u>）</p> <p>第2条 延長保育を<u>実施する保育所</u>（以下「<u>実施保育所</u>」という。）は、<u>条例</u>_____第2条に規定する保育所_____とする。</p> <p>（対象児童）</p> <p>第4条 延長保育を利用できる児童は_____、保護者等の就労時間、通勤時間の都合その他の事情等を勘案し、市長が必要と認めた者とす</p>	<p style="text-align: center;"><u>小城市立保育所等延長保育実施規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、小城市保育所設置条例（平成17年小城市条例第106号。以下「<u>保育所条例</u>」という。）第5条第3項の規定又は<u>小城市立認定こども園設置条例</u>（令和2年小城市条例第25号。以下「<u>認定こども園条例</u>」という。）第5条第3項の規定により市立保育所又は市立認定こども園（以下「<u>保育所等</u>」という。）で子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「<u>法</u>」という。）第20条の規定により受けた<u>教育・保育給付認定</u>_____以上に保育を利用した児童に対する保育時間を延長しての保育（以下「延長保育」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>延長保育実施保育所等</u>）</p> <p>第2条 延長保育を<u>実施する保育所等</u>（以下「<u>実施保育所等</u>」という。）は、<u>保育所設置条例</u>第2条に規定する保育所及び<u>認定こども園条例</u>第2条に規定する<u>認定こども園</u>とする。</p> <p>（対象児童）</p> <p>第4条 延長保育を利用できる児童は、<u>保育所等に在籍する法第19条第1項第2号及び3号に定める子ども</u>であって、保護者等の就労時間、通勤時間の都合その他の事情等を勘案し、市長が必要と認めた者とす</p>

る。

(実施内容)

第5条 実施保育所は、18時30分から19時までの延長保育を利用する児童に対し、補食を給する。

2 (略)

(使用料)

第6条 条例 第5条第3項に規定する延長保育の使用料は、別表に定める額とする。

2 (略)

(申請)

第7条 延長保育を利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ市立保育所延長保育利用申請書 (様式第1号) を市長に提出しなければならない。

(承認等)

第8条 (略)

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、その結果を、市立保育所延長保育利用承諾通知書 (様式第2号) 又は市立保育所延長保

る。

(実施内容)

第5条 実施保育所等は、18時30分から19時までの延長保育を利用する児童に対し、補食を給する。

2 (略)

(使用料)

第6条 保育所条例第5条第3項及び認定こども園条例第5条第3項に規定する延長保育の使用料は、別表に定める額とする。

2 (略)

(申請)

第7条 延長保育を利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ市立保育所等延長保育利用申請書 (様式第1号) を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の事由等により延長保育を利用しようとする場合には、事前に園長まで申出を行い、承認を得るものとする。この場合において、当該保護者は、市立保育所等臨時延長保育利用届 (様式第2号) を速やかに提出しなければならない。

(承認等)

第8条 (略)

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、その結果を、市立保育所等延長保育利用承諾通知書 (様式第3号) 又は市立保育所等延長

保育利用不承諾通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（利用の中止及び変更）

第9条 延長保育を利用している児童が当該延長保育の利用を中止し、又は変更しようとするときは、当該児童の保護者は、市立保育所延長保育利用変更届出書（様式第4号）により速やかに市長に届け出なければならない。

別表（第3条、第6条関係）

<u>保育必要量の支給認定</u>	延長保育の時間	使用料（児童1人につき1回当たり）
保育標準時間 （1日の保育時間が7時30分から18時30分までの児童）	18時30分から19時まで	100円
保育短時間 （1日の保育時間が8時から16時までの児童）	7時30分から8時まで	100円
	16時から18時30分まで	100円
	18時30分から19時まで	100円

様式第1号（第7条関係）

（略）

様式第2号（第8条関係）

（略）

様式第3号（第8条関係）

保育利用不承諾通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（利用の中止及び変更）

第9条 延長保育を利用している児童が当該延長保育の利用を中止し、又は変更しようとするときは、当該児童の保護者は、市立保育所等延長保育利用変更届出書（様式第5号）により速やかに市長に届け出なければならない。

別表（第3条、第6条関係）

<u>教育・保育給付認定</u>	延長保育の時間	使用料（児童1人につき1回当たり）
保育標準時間 （1日の保育時間が7時30分から18時30分までの児童）	18時30分から19時まで	100円
保育短時間 （1日の保育時間が8時から16時までの児童）	7時30分から8時まで	100円
	16時から18時30分まで	100円
	18時30分から19時まで	100円

様式第1号（第7条関係）

（略）

様式第2号（第7条関係）

（略）

様式第3号（第8条関係）

(略)

様式第4号 (第9条関係)

(略)

(略)

様式第4号 (第8条関係)

(略)

様式第5号 (第9条関係)

(略)